

令和5年5月8日から

# 新型コロナウイルス感染症に対する対応が変わります

## 町民並びに事業者の皆様へ

日頃から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更となり、日常における基本的な感染対策は、個人や事業者の主体的な選択を尊重し、それぞれの判断に委ねることが基本となりました。今後は、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立を図るWithコロナ(新型コロナウイルスとの併存)に向けた段階に移行することとなります。

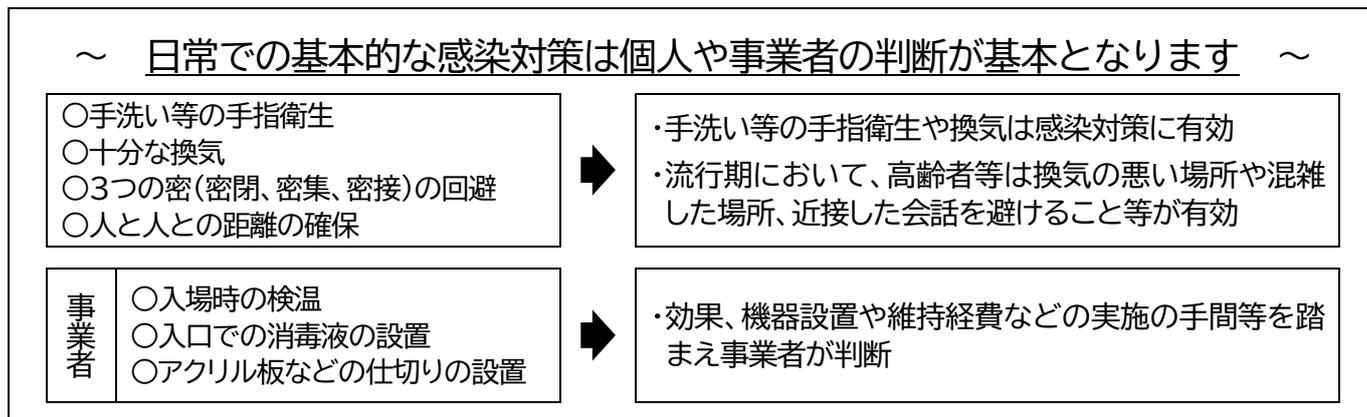
また、この変更に伴い、町の新型コロナウイルス感染症対策本部は、国、県と同様に5月8日をもちまして廃止することとなりますが、今後も感染の動向を注視し、町民の安心の確保と感染予防対策に取り組んで参ります。

皆様におかれましても、日頃から地域での感染症の流行状況への関心を高め、ご自身や身近な方を感染症から守るため、引き続き自主的な感染予防と健康の保持に努めていただきますようお願いいたします。

令和5年5月1日

大和町長 浅野 元

## □ 基本的な感染対策の考え方



## □ 町施設の感染予防対策の考え方

5月8日以降の町施設における感染予防対策については、当分の間、次のとおり実施します。(町新型コロナウイルス感染症対策本部通知「町主催イベント・会議等の考え方」による運用は終了)

### 【平時の対応】

感染予防対策	具体的な対応
手指衛生の推奨	来庁者、利用者等の手指消毒を推奨(衛生保持のため引き続き消毒液を設置)
換気の確保	施設内において可能な限り常時換気(空調機器運転等)、困難な場合はこまめな換気
日常の清掃	清掃により清潔な空間の保持(清掃以外の特別な消毒作業は不要)
仕切りの設置	受付カウンター等への間仕切りの設置(飛沫遮断のため引き続き設置)

※マスクの着用は個人の判断となります。

※平時であっても、時期や場面に応じて上記に加えて必要な感染予防対策を実施する場合があります。

※感染が急拡大している場合、職員の感染者が増加した場合には、場面に応じて、身体的距離を確保、会話を控える等の対策を講じます。

## □ 主な対応の変更内容

(宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料から引用)

発熱外来	診療・検査医療機関の指定、公表	➡	変更	幅広い医療機関で診療が可能 発熱診療を実施する「外来対応医療機関」公表
受診相談 陽性相談	受診・相談センター 体調悪化時の相談	➡	継続	「受診情報センター」に統合 ☎ 0120-056-203(24時間年中無休)
宿泊療養	隔離目的のホテル入所	➡	終了	5月7日(日)で終了
	要介護高齢者の隔離療養		継続	ケア付き宿泊療養施設は最長9月末まで継続 (自己負担あり)
生活支援品	食品・日用品・子ども用品	➡	終了	5月7日(日)をもって配送終了
陽性者登録	陽性者サポートセンター	➡	終了	5月7日(日)をもって登録終了
検査キット 配布	有症状向けキット配布	➡	終了	5月7日(日)をもって配布終了 (5月5日受付分まで)
無料検査	感染不安のある方向け検査 事業	➡	終了	5月7日をもって無料対応は終了
感染者数の 公表	毎日公表(全数把握)	➡	変更	前週(月～日)までに定点医療機関で確認された患者数を翌週木曜に公表

## □ 医療費公費負担の変更内容

全額 公費負担 自己負担 なし	外来治療費(検査・治療費)	➡	保険診療	・受診時の費用は通常の保険診療 ※新型コロナ治療薬費用は除く
	入院費	➡	自己負担 あり	・入院費は、原則として自己負担を求める ・新型コロナ治療のため入院した場合、激変緩和措置として9月末まで月最大2万円軽減
	新型コロナ治療薬	➡	全額 公費負担	9月末まで自己負担なし

## □ 療養期間の考え方

行政による外出制限・就業制限はなく、個人が主体的に判断することとなります。

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目～10日目
			← 特に他人に感染させるリスクが高い期間 →					← 感染性のウイルスを排出している期間 →
陽性者	症状あり	発症日	発症から5日間かつ症状軽快から24時間程度が経過するまでは外出を控える様子をみるのが推奨されます。 ※症状が重い場合は医師に相談してください。					不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。
	症状なし	検体採取日	検体採取日から5日間は外出を控えることを推奨されます。 ※やむを得ず外出する場合は、症状が無いことを確認し、マスク着用等の徹底をお願いします。					
濃厚接触者		保健所から「濃厚接触者」として特定されることはありません。 また、法律に基づく外出自粛は求められません。 ※5日間はご自身の体調に注意してください。7日間は発症する可能性があります。						

※発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心掛けましょう。

※このお知らせは令和5年5月1日時点のものです。詳しい最新情報は厚生労働省、宮城県、大和町のホームページをご覧ください。